

中山間地域等一覽

中山間地域等							
特別地域加算対象地域 (以下地域に所在する事業所は、15%加算)				特別地域加算対象地域以外の中山間地域等 (以下地域に所在する小規模事業所は、10%加算)			
(町村名)	(旧町村名)	指定法令	(合併前市町村名)	(旧市町村名)	(地区名)	指定法令	
<div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: 2em; font-weight: bold;">隠岐郡</div>	隠岐の島町 (全域)	○離島振興法第2条第1項	該当なし				
	海士町 (全域)						(西郷町) (東郷村) (中条村) (磯村) (中村) (布施村) (五箇村) (都万村)
	西ノ島町 (全域)						(海士村)
	知夫村 (全域)						(黒木村) (浦郷村)
	(知夫村)						
従来どおり							

※事業所の通常の事業実施地域を越えて上記地域に居住する者へサービスを提供した場合は、さらに5%加算